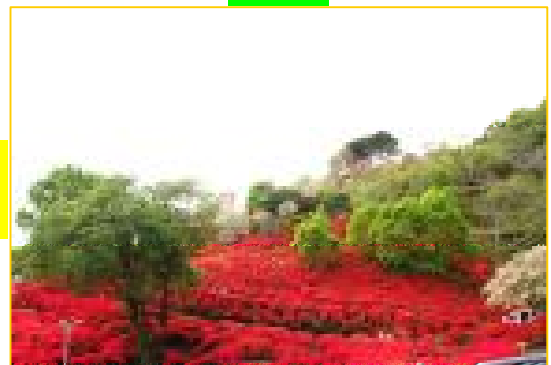
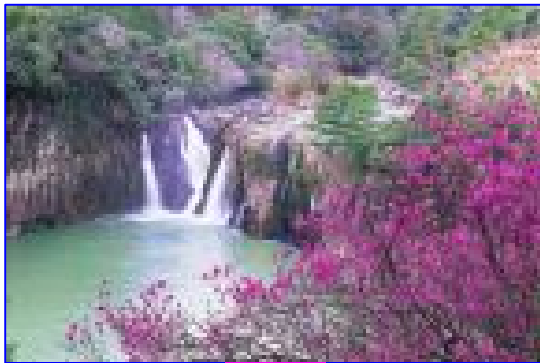


# 小林市・野尻町合併協議会 第4回会議資料



日 時 平成21年3月26日(木)午後1時30分から  
場 所 野尻町農村環境改善センターホール

## 第4回小林市・野尻町合併協議会次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### 報告事項

報告第15号	第3回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について.....	2
報告第16号	廃置分合（合併）関連議案の議決結果について.....	5
報告第17号	廃置分合（合併）申請について.....	7
報告第18号	廃置分合（合併）に関する県知事の決定について.....	9
報告第19号	合併準備体制及びスケジュールについて.....	11
報告第20号	小林市・高原町・野尻町合併協議会の廃止について.....	19

#### 協議事項

協議第20号	平成21年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について.....	25
協議第21号	平成21年度小林市・野尻町合併協議会予算について.....	28

#### 確認事項 .....35

1. 第5回小林市・野尻町合併協議会の開催について
2. 第6回小林市・野尻町合併協議会の開催について
3. 第7回小林市・野尻町合併協議会の開催について
4. 第8回小林市・野尻町合併協議会の開催について
5. 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について
6. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 報告第15号

### 第3回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第3回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成21年 3月26日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

### 第3回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

月 日	経 過 内 容	場 所
1月21日	小林市・野尻町合併協定調印式	小林市文化会館小ホール
1月22日 ~1月23日	事務局職員先進地視察研修 (合併準備作業について)	福岡県八女地区1市2町2村合併協議会
1月28日	第8回電算分科会	小林市役所情報政策係
1月29日	小林市議会が廃置分合関連議案可決	小林市議会
1月29日	野尻町議会が廃置分合関連議案可決	野尻町議会
2月9日	両市町の首長、議会議長が宮崎県知事へ廃置分合申請書を届出	宮崎県庁知事室
2月9日	第9回電算分科会	小林市役所情報政策係
2月13日	小林市・高原町・野尻町合併協議会 合併担当課長会議	小林市役所1階第2委員会室
2月13日	第4回首長会・幹事会合同会議	小林市役所福祉事務所会議室
2月19日	第1回正副部会長会議	小林市役所4階大会議室
2月22日	小林市・野尻町合同懇談会	ガーデンベルズ小林
2月23日	合併準備説明会[全職員対象] 午前：小林市(本庁) 午後：野尻町	小林市役所4階大会議室 野尻町役場2階大会議室
2月24日	合併準備説明会[全職員対象] 午前：野尻町 午後：小林市(須木庁舎)	野尻町役場2階大会議室 小林市須木庁舎3階大会議室
2月25日	合併準備説明会[全職員対象] 午後：小林市(本庁)	小林市役所4階大会議室
2月26日	合併準備説明会[全職員対象] 午前：小林市(本庁)	小林市役所4階大会議室
3月3日	第10回電算分科会	小林市役所情報政策係
3月3日	第1回例規調整班会議	小林市役所福祉事務所会議室

月 日	経 過 内 容	場 所
3月5日	高原町議会が小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止議案議決	高原町議会
3月6日	野尻町議会が小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止議案議決	野尻町議会
3月9日	小林市議会が小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止議案議決	小林市議会
3月9日	宮崎県議会が小林市と野尻町の廃置分合関連議案議決	宮崎県議会
3月10日	小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止を県に届出	小林市、高原町、野尻町
3月12日	宮崎県知事が小林市と野尻町の廃置分合を決定	宮崎県庁
3月18日	第11回電算分科会	小林市役所情報政策係
3月19日	第1回組織機構プロジェクトグループ会議	小林市役所4階大会議室
3月23日	第1回選挙分科会	小林市役所選挙管理委員会会議室
3月24日	第1回会計分科会	野尻町役場教育委員会会議室
3月25日	第1回財政分科会	小林市役所第2委員会室

## 報告第16号

### 廃置分合（合併）関連議案の議決結果について

廃置分合（合併）関連議案の議決結果について、別紙のとおり報告する。

平成21年 3月26日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

### 廃置分合（合併）関連議案の議決結果

議案	内容	議決結果			
		小林市議会		野尻町議会	
廃置分合について	平成22年3月23日から「野尻町」を廃し、その区域を「小林市」に編入することを宮崎県知事に申請する。		可決		可決
廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	小林市と野尻町の合併に伴い、野尻町の財産をすべて「小林市」に帰属させる。		可決		可決
廃置分合に伴う経過措置に関する協議について	<p>小林市と野尻町の合併に伴い、野尻町の議会の議員については、合併新法第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会の議員として在任する。また、合併後の最初の一般選挙における小林市の議会の議員の定数は、22人とする。</p> <p>野尻町の農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員については、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>	<p>提案日 平成21年 1月29日</p> <p>議決日 平成21年 1月29日</p>	可決	<p>提案日 平成21年 1月29日</p> <p>議決日 平成21年 1月29日</p>	可決
廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議について	小林市と野尻町の合併に伴い、合併新法23条第1項の規定に基づき、現在の野尻町の区域に地域自治区を設置する。		可決		可決

**報告第17号**

**廃置分合（合併）申請について**

廃置分合（合併）申請について、別紙のとおり報告する。

平成21年 3月26日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎



合発第59号  
野総全発第20号  
平成21年2月9日

宮崎県知事 東国原 英夫 様

小林市長 堀 善



野尻町長 長瀬 道大



小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

（関係書類）

- 第1 合併（廃置分合）の期日
- 第2 合併の方式
- 第3 合併（廃置分合）を必要とした理由
- 第4 合併に至る経緯の概要
- 第5 合併協定書
- 第6 新市基本計画書
- 第7 関係市町の議会の議決書及び会議録の写し
  - (1) 廃置分合に関する議決書
  - (2) 財源処分にに関する議決書
  - (3) 経費措置に関する議決書
  - (4) 地域自治区の設置に関する議決書
  - (5) 各市町議会会議録
- 第8 協議書の写し
  - (1) 財源処分にに関する協議書
  - (2) 経費措置に関する協議書
  - (3) 地域自治区の設置に関する協議書
- 第9 関係市町の現況表
  - (1) 現況表
  - (2) 個別表（現況表資料）
- 第10 その他参考資料  
関係図書（市・町勢要覧）

**報告第18号**

**廃置分合（合併）に関する県知事の決定について**

廃置分合（合併）に関する県知事の決定について、別紙のとおり報告する。

平成21年 3月26日提出

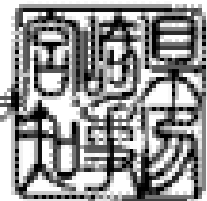
小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

# 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、  
平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に  
編入する。

平成21年3月12日

宮崎県知事 東国原 英夫



この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成21年3月12日

宮崎県知事 東国原 英夫



報告第19号

合併準備体制及びスケジュールについて

合併準備体制及びスケジュールについて、別紙のとおり報告する。

平成21年 3月26日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 小林市・野尻町合併準備体制運営要綱

(合併準備体制の整備)

第1条 小林市及び野尻町は、平成22年3月23日の合併に向けた準備業務を円滑に遂行するため、合併準備体制(以下「準備体制」という。)を整備する。

(協議原則)

第2条 合併準備業務は、次に掲げる協議原則を基本に行うものとする。

(1) 合併準備は、原則として合併協定項目の調整方針に基づき行うものとする。

(2) 合併準備の事務調整に当たっては、的確な意見交換と情報交換を行い、合意形成を図るものとする。

(準備体制の業務)

第3条 準備体制で行う業務は次のとおりとする。

(1) 新市の円滑な行政運営のための準備業務に関すること。

(2) 新市への移行準備業務に関すること。

(3) その他合併に関し必要な準備業務に関すること。

(準備体制の組織等)

第4条 準備体制は、合併準備推進本部、合併準備推進本部幹事会、合併準備専門部会、合併準備分科会及び合併準備プロジェクト(以下「推進本部」、「推進本部幹事会」、「専門部会」、「分科会」、「プロジェクト」という。)で構成する。

2 前項で定める組織の構成員及び役割については別表のとおりとする。

(推進本部長等)

第5条 推進本部に本部長および副本部長を置く。

2 推進本部幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 専門部会に、専門部会長及び副部会長を置く。

4 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く

5 プロジェクトに、その組織を代表する者及びそれを補佐する者を置く。

(会議)

第6条 推進本部は、推進本部長が招集し、会議の議長となる。

2 推進本部幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

3 専門部会、分科会及びプロジェクトは、前条第3項、第4項及び第5項で定める

組織を代表する者が招集し、その会議の議長となる。

(方針等の決定)

第7条 第3条に掲げる業務に関する方針等については、推進本部が決定する。ただし、推進本部が認めるものについては、推進本部幹事会がこれを決定することができる。

(事務局)

第8条 推進本部及び推進本部幹事会の庶務は、小林市・野尻町合併協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進体制の運営に関して必要な事項は、推進本部長が別に定める。

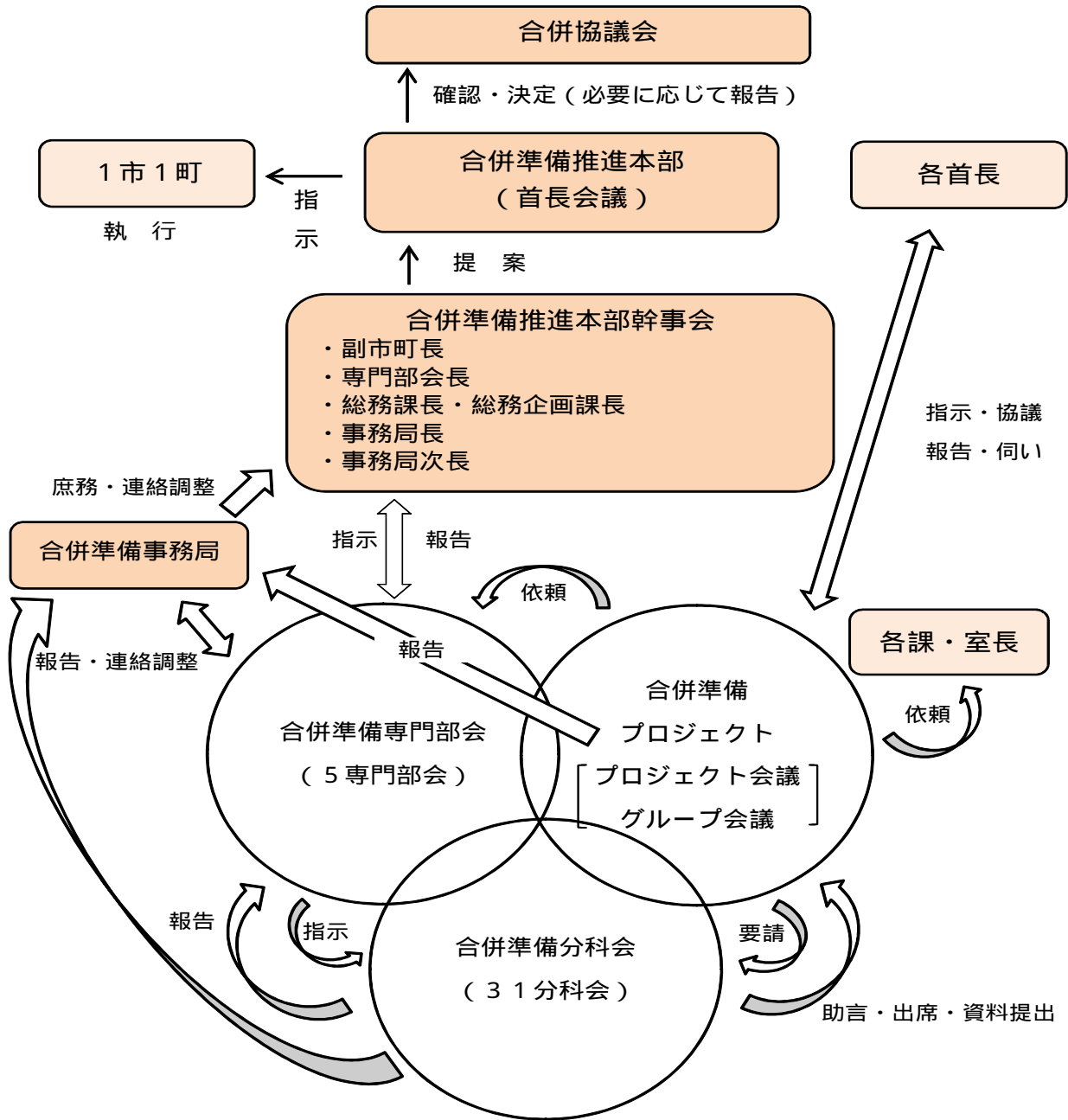
附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

別表（第4条第2項関係）

組 織	構 成 員	役 割
合併準備推進本部 [首長会議]	首長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進本部幹事会からの提案事項について、確認、協議調整及び決定を行う。</li> </ul>
合併準備推進本部 幹事会	両副市長・副町長 市町総務担当課長 各専門部会長 事務局長 事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併準備の進行管理を行う。</li> <li>・専門部会およびプロジェクトからの提案内容について確認または協議調整し、推進本部へ提案する。</li> <li>・推進本部幹事会が決定した内容について推進本部に報告を行う。</li> </ul>
合併準備専門部会	課長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会で協議調整した方針を確認・調整、または決定し、推進本部幹事会に提案・報告する。</li> </ul>
合併準備分科会	課長・係長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の調整方針案、事務作業案を作成し、専門部会に提案する。</li> </ul>
合併準備 プロジェクト	課長・係長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局をまたがる特に重要な事務等について調整し、推進本部幹事会に提案・報告する。</li> </ul>

# 合併準備体制



## 合併準備作業内容

### 事務事業個別調書整理等

- ・ 条例、規則、要綱と併せ整理
- ・ 事務手順マニュアル化
- ・ 予算関連の確認
- ・ 事務の最終確認 等

### 人事配置・職制に関する事

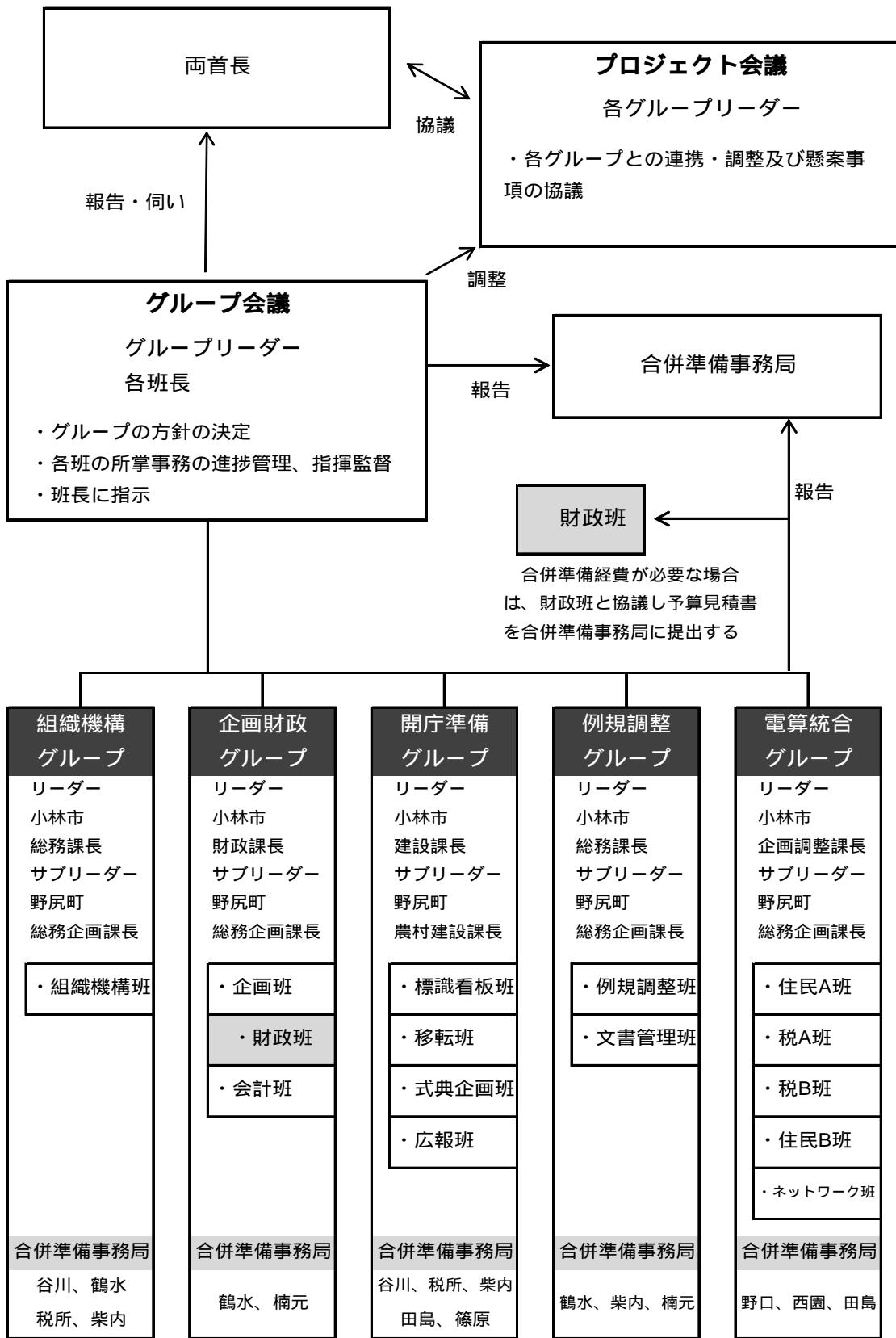
### 組織・職務権限に関する事

### 公印・文書管理・例規等に関する事

- 電算・OA配置に関する事
- 財政計画、総合計画等に関する事
- 各種式典に関する事
- 予算・移行準備経費に関する事
- 庁舎の改造・移転に関する事



# 合併準備プロジェクト体制



## 【スケジュール】

年月日	内 容	備 考
平成20年12月 1日(月)	合併協議会設置	
平成21年 1月 8日(木)	第3回合併協議会 合併協議終了	
平成21年 1月21日(水)	合併協定調印式	
平成21年 1月29日(木)	【小林市議会】 廃置分合関連議案議決	
平成21年 1月29日(木)	【野尻町議会】 廃置分合関連議案議決	
平成21年 2月 9日(月)	県知事へ廃置分合申請	
平成21年3月 9日 (2月定例議会)	県議会議決	合併の確定
平成21年3月12日	県知事決定	
平成21年5月(予定)	総務大臣告示	合併手続き終了 【法的効力発生】
平成22年3月(予定)	閉町式	
平成22年3月中旬(予定)	野尻町閉庁式	
平成22年3月23日(火)	新市発足 新小林市合併記念式典 野尻庁舎開庁式	新「小林市」の誕生

合併準備スケジュール

No.	項目	平成20年度					平成21年度										平成22年度																
		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
1	県知事への申請	県知事への廃置分合申請(2/9)																															
2	県議会への議案提出	県議会への議案提出																															
3	県議会の議決	県議会の議決																															
4	県知事の決定	県知事の決定																															
5	総務大臣への届出・総務大臣の告示	総務大臣への届出 総務大臣の告示																															
6	協議会開催計画	第4回協議会(3/26) 第5回協議会(5/28) 第6回協議会(7/30) 第7回協議会(9/24) 第8回協議会(11/26) 第9回(1/28) 第10回(2/25) 合併協議会廃止																															
7	合併協議会事務局	合併協議会、首長・幹事合同会議の庶務、調整 各専門部会、分科会、プロジェクト(班)の調整、進捗管理 合併協議会だよりの発行、ホームページの更新等の広報																															
8	首長・幹事合同会議開催計画	第4回会議(2/13) 第5回会議(5/14) 第6回会議(7/16) 第7回会議(9/10) 第8回会議(11/12) 第9回会議(1/14) 第10回会議(2/12)																															
9	各専門部会・分科会	各種調整項目の協議・調整 事務事業一元化調書の作成 個別項目の洗出し・個別調書作成 分科会で作成し、専門部会決定を5月末までとする。 各課・係において、事務引継ぎマニュアル作成、合併準備作業 例規との整合性チェック																															
10	野尻町の閉町式典	式典案作成 野尻町補正予算見積 案内 野尻町閉町式																															
11	野尻町の閉庁式典	式典案作成 野尻町補正予算見積 案内 野尻町閉庁式(3/19)																															
12	市議会準備	開催計画協議 臨時会招集準備 第1回臨時会																															
13	合併準備作業計画	合併準備説明会：職員対象(2/23~2/26) 合併関連条列議案に関する議員説明会 合併に関する職員説明会																															
14	(1) 行政組織機構の構築	要領決定 素案作成 決定 職員周知 総合支所の業務の範囲・事務権限・決裁規程・予算配分等																															
15	(2) 事務分掌	素案作成 決定 職員周知																															
16	(3) 人事	素案作成(職員採用計画・給与報酬等・人員配置) 決定 素案作成(人事異動等) 決定 議案上程 職員異動内示 事務引継ぎ 3/23辞令交付																															
17	(4) 地域自治体の設置準備	素案作成(業務の範囲、事務権限、決裁規程、予算配分等) 完成 議案上程																															
18	(5) 一部事務組合の調整・再編	一部事務組合と構成市町村の協議 決定 一部事務組合臨時議会 一部事務組合による県市町村課事前ヒアリング 議案上程 一組規約変更 県知事への許可申請 県知事許可																															
19	(6) 公共団体の統合・再編	統合団体のリストアップ、統合方針の協議 各団体説明 団体毎の協議 合併前の統合が望ましい																															
20	(7) 新市地図作成	協議・調整 補正予算見積 発注・制作 納品																															
21	(8) 総合計画素案の策定	本計画策定開始																															
22	(9) 実施計画素案の策定	本計画策定開始																															
23	(10) 過疎計画(仮称)素案の策定	現行の過疎法適用期限後の国の動向を見極めて策定に着手する																															
24	(11) 合併準備経費の調整(平成21年度予算)	見積 9月補正予算書作成 見積 12月補正予算書作成																															
25	(12) 平成21年度小林市の補正予算(野尻分)	要領検討 要領決定 職員説明 予算科目の調整 予算見積・要求 予算調製 予算案確定 3/23専決																															
26	(13) 平成22年度新市の予算編成(骨格)	編成方針検討 編成方針決 職員説明 予算見積・要求 予算調製 予算書作成 予算案確定 4/1専決(野尻分) 3月議会議決(小林分)																															
27	(14) 平成22年度新市の予算編成(6月補正)	予算調製 市長選挙 予算案確定																															
28	(15) 平成21年度野尻町の決算調製	要領検討 要領決定 職員説明 決算見込調整 仮出納整理期間(2/10~3/22) 決算書の調製																															
29	(16) 開庁式典準備	作業要領策定 式典案作成 補正予算見積 式典案内 3/23開庁式典																															
30	(17) 合併記念式典準備	作業要領策定 式典案作成 新市予算見積 式典案内 3/23記念式典																															
31	(18) 新市案内広報紙・暮らしの便利帳作成	編集作業 印刷発注 配布																															
32	(19) 新市誕生周知広告・掲示品作成	デザイン・内容協議 新市誕生周知広告・掲示品発注・制作 新市誕生周知広告・掲示品(横断幕・懸垂幕、カウントダウンボード等)の掲示																															
33	(20) 新市ホームページ再編・更新	デザイン・内容協議 補正予算見積 更新作業等 運用開始																															
34	(21) 新聞広告	内容協議 発注・制作 3/23新聞掲載																															
35	(22) 移転・引越し準備及び作業	協議・調整 庁舎レイアウト作成 補正予算見積 改築発注 移転準備 作業																															
36	(23) 各公共施設の表示等の調整・変更	協議・調整 補正予算見積 発注・制作 設置																															
37	(24) 各種案内標識の調整・変更	協議・調整 補正予算見積 発注・制作 設置																															
38	(25) 財産の調整	財産(土地・建物・車両・備品等)の把握 議案上程 合併準備(台帳整理・備品管理・移転計画・移転作業等)																															
39	(26) 電算業務以外の共用印刷物の調整・作成	協議・調整 補正予算見積 印刷発注 納品																															
40	(27) 文書の整理(ファイリング)	文書取扱規程の検討、整理方針の決定、開庁準備班移転グループとの協議・調整 合併日までに、文書整理・廃棄・移転作業、ファイル一元化作業、システムとの整合性チェック																															
41	(28) 公印作成	協議・調整 補正予算見積 発注・制作 納品																															
42	(29) 例規(条例・規則等)の整備	原案調査記入 第1次原案作成・検討 第2次原案作成・検討 最終修正、浄書確認 議案上程 原案調査記入 第1次原案作成・検討 第2次原案作成・検討 最終修正、浄書確認 議案上程																															
43	(30) 基幹系電算システム	事前準備・調査 システム要件定義 システム統合・データ移行・検証 テスト・仮稼働 職員研修 システム本稼働																															
44	(31) 個別電算システム	事前見積の精査等 システム統合・データ移行・検証 テスト・仮稼働 職員研修 システム本稼働																															
45	(32) ネットワーク接続	事前準備・調査 ネットワーク設計・整備 テスト・仮稼働 システム本稼働																															
46	(33) 電算業務用共用印刷物の調整・作成	協議・調整 調整完了 印刷発注 納品																															

報告第20号

小林市・高原町・野尻町合併協議会の廃止について

小林市・高原町・野尻町合併協議会の廃止について、別紙のとおり報告する。

平成21年 3月26日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

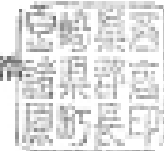
合 第 67 号  
ハツ 2201-808号  
野 総 企 発 第 89 号  
平成 21 年 3 月 10 日

宮崎県知事 東国原 英夫 様

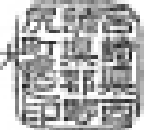
小林市長 堀 泰一



高原町長 日高 光浩



野尻町長 長瀬 道大



小林市・高原町・野尻町合併協議会の廃止について（届出）

小林市、高原町及び野尻町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成21年3月31日をもって小林市・高原町・野尻町合併協議会を廃止することになりましたので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、下記の書類を添えて届け出いたします。

添付書類

- 1 合併協議会を廃止する理由書
- 2 関係市町議会の議決書（写）

小林市・高原町・野尻町合併協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成21年3月31日限りで、小林市・高原町・野尻町合併協議会を廃止する。

平成21年3月9日

小林市長 堀 泰一










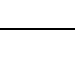
高原町長 日高 光彦



野尻町長 長瀬 道大



## 小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止までの手続きについて

時 期	内 容
平成21年 2月13日	小林市・高原町・野尻町合併担当課長会議 ・小林市・高原町・野尻町合併協議会を廃止することを確認 
2月13日	小林市・野尻町合併協議会首長会・幹事会合同会議 ・小林市・高原町・野尻町合併協議会を廃止することを確認 ・3市町において合併協議会の廃止について起案・決裁 
2月～3月	3市町定例議会 ・小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止議案を上程( ) ・小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止議案を可決( ) (小林市3月9日、高原町3月5日・野尻町3月6日議決) 
3月 9日	小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止に関する協議( ) ・3市町長で協議書を締結 
3月 9日	・小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止の告示( )(3市町長) 
3月10日	・宮崎県知事へ小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止の届出( ) 
3月31日	・小林市・高原町・野尻町合併協議会廃止日  ・決算の調製(合併協議会規約第18条)、監査(会長)  ・3市町長及び合併協議会委員であった者へ決算報告(会長)

印は、地方自治法第252条の6に基づく手続きである。

協議会規約 (協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会の財産の分割は、1市2町の長が協議して定める。

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会の廃止に伴う決算等の取扱いについて

平成21年3月31日限りで、小林市・高原町・野尻町合併協議会を廃止することに伴い、平成20年度の小林市・高原町・野尻町合併協議会歳入歳出決算等について、次のとおり取り扱うものとする。

1. 協議会の収支は、協議会規約第18条の規程に基づき、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であったものがこれを決算する。
2. 決算については、速やかに調製し、監事であった者の監査に付した後、決算書及び監査報告書を協議会委員であったものに送付する。
3. 協議会の決算後の剰余金及び協議会が有している財産(物品)については、1市2町の負担金額の割合でもって分割する。事務文書については、小林市が保管する。



## 参考資料

### 地方自治法（抜粋）

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

協議第20号

平成21年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について

平成21年度小林市・野尻町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成21年 3月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

平成 2 1 年度小林市・野尻町合併協議会事業計画（案）

	項目	内容
1	会議の開催	<p><b>協議会の開催</b></p> <p>会議開催日及び時間</p> <p>原則として、毎月最終木曜日の午後 1 時 3 0 分から            5 月 2 8 日(木)、7 月 3 0 日(木)、9 月 2 4 日(木)            1 1 月 2 6 日(木)、1 月 2 8 日(木)、2 月 2 5 日(木)</p> <p><b>推進本部(首長会議)、推進本部幹事会合同会議の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事会は、専門部会、プロジェクトからの提案内容について確認し協議調整を行い、推進本部へ提案し、決定内容は推進本部に報告を行う。</li> <li>・ 推進本部は、幹事会からの提案事項について、確認し、協議調整及び決定を行う。</li> <li>・ 合同会議は協議会への報告事項等について協議調整を行う。</li> <li>・ 合併準備の進行管理を行う。</li> </ul> <p>原則として、協議会の前々週（2 週間前）の木曜日</p> <p><b>専門部会・分科会の開催</b></p> <p>事務事業の一元化にあたって、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出、整理し、推進本部に報告する具体的な調整方針を策定する。</p> <p><b>プロジェクト会議等の開催</b></p> <p>複数の専門部会が所管する特に重要な事項について、専門的、かつ横断的に調査、調整等を行う。</p> <p><b>小委員会の開催</b></p> <p>協議会から付託された事項について、調査、審議を行う。</p>

	項目	内容
2	情報提供及び広報啓発活動の実施	<p><b>協議会ホームページの運営</b></p> <p>合併協議会での協議内容や議事録、会議資料等を公表するとともに、協議会傍聴案内等、広く情報提供を行う。</p> <p><b>協議会だよりの発行</b></p> <p>合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、各世帯（約19,300世帯）に配布する。（年6回予定）</p> <p><b>暮らしの便利帳（仮称）の配布</b></p> <p>新市に移行した場合の住所や税金、ごみ収集、必要な事務手続きなどについて、網羅したガイドブックを作成し、各世帯（約19,300世帯）に配布して住民の理解を深める。</p>
3	その他事業	<p><b>合併協定項目の検討</b></p> <p>合併協定書において、『新市移行までに調整する。』とした項目を中心に合併協定項目について、協議を行う。</p> <p><b>条例・規則等の調査及び一元化</b></p> <p>合併協定項目の調整方針をもとに、小林市の例規を基本とし、小林市例規の制定・改正案の作成を行う。</p> <p><b>電算システム及びネットワークの統合事業</b></p> <p>電算システム及びネットワークの統合。ネットワークも一体化する。具体的な調査・設計及び各種データ等の統合作業を行う。</p>

協議第21号

平成21年度小林市・野尻町合併協議会予算について

平成21年度小林市・野尻町合併協議会予算について、別紙のとおり提案する。

平成21年 3月26日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 平成21年度 小林市・野尻町合併協議会予算（案）

平成21年度 小林市・野尻町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の各項の金額は、必要に応じて流用することができる。

## 第1表 歳入歳出予算

### 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		22,998
	1 負担金	22,998
2 諸収入		2
	1 雑入	2
3 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
歳入合計		28,000

### 2. 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		27,800
	1 運営費	16,761
	2 事業費	11,039
2 予備費	1 予備費	200
歳出合計		28,000

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### (歳入)

(単位：千円)

款	21年度予算額	20年度予算額	比較
1 負担金	22,998	19,998	3,000
2 諸収入	2	2	0
3 繰越金	5,000	0	5,000
歳入合計	28,000	20,000	8,000

#### (歳出)

(単位：千円)

款	21年度 予算額	20年度 予算額	比較	21年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 協議会費	27,800	19,550	8,250	0	0	0	27,800
2 予備費	200	450	250	0	0	0	200
歳出合計	28,000	20,000	8,000	0	0	0	28,000



平成21年度 小林市・野尻町合併協議会予算(案)

1. 歳入

(単位：千円)

科 目			21年度	20年度	比較	節		説 明
款	項	目				区分	金額	
1 負担金			22,998	19,998	3,000			
	1 負担金		22,998	19,998	3,000			
		1 負担金	22,998	19,998	3,000	1 構成団体 負担金	22,998	均等割 5割 人口割 5割 小林市 15,247 野尻町 7,751
2 諸収入			2	2	0			
	1 雑入		2	2	0			
		1 雑入	2	2	0	1 雑入	2	預金利子 1 情報公開複写料 1
3 繰越金			5,000	0	5,000			
	1 繰越金		5,000	0	5,000			
		1 繰越金	5,000	0	5,000	1 繰越金	5,000	前年度繰越金
歳入合計			28,000	20,000	8,000			

【参考資料】

(単位：千円)

市町名	H17国調人口	均等割額 (50%)	人口割額 (50%)	合計
小 林 市	41,150	5,750	9,497	15,247
野 尻 町	8,670	5,750	2,001	7,751
合 計	49,820	11,500	11,498	22,998

## 2. 歳出

(単位：千円)

科 目			21年度	20年度	比較	節		説 明										
款	項	目				区分	金額											
1	協議会費		27,800	19,550	8,250													
	1	運営費	16,761	8,086	8,675													
		1	会議費	1,406	1,056	350	1	報酬	440	協議会委員報酬	440							
						9	旅費	144	協議会委員費用弁償	144								
						11	需用費	288	消耗品費	248	食糧費	40						
						12	役務費	341	会議録作成手数料	324	振込手数料	5	会議録テープ宅配手数料	12				
						14	使用料及び賃借料	180	音響機器借上料	180								
						19	負担金補助及び交付金	13	後納郵便料負担金	13								
		2	事務費	15,355	7,030	8,325	3	職員手当等	8,100	時間外勤務手当	8,100							
						9	旅費	789	県打合せ	39	合併準備作業視察研修	750						
						11	需用費	1,183	消耗品	983	燃料費	40	食糧費	15	修繕料	50	印刷製本費	95
						12	役務費	55	振込手数料	5	通信運搬費	20	ウイルスバスター更新料	30				
						14	使用料及び賃借料	2,955	コピー機借上料	2,880	高速道路使用料	60	駐車場借上料	15				

科 目			21年度	20年度	比較	節		説 明
款	項	目				区分	金額	
						18備品購入費	150	事務用備品購入費 150
						19負担金補助及び交付金	2,123	臨時職員雇用負担金 1,583 公用車利用負担金 240 後納郵便料負担金 60 光熱水費負担金 120 電話使用料負担金 120
	2 事業費		11,039	11,464	425			
		1 事業推進費	11,039	11,464	425	11需用費	8,330	新市誕生周知消耗品 1,575 協議会だより印刷 2,895 暮らしの便利帳印刷 3,860
						12役務費	429	光回線・プロバイダ利用料 120 振込手数料 9 広告料 300
						13委託料	2,280	例規策定等業務委託 2,280
2 予備費			200	450	250	予備費	200	
合計			28,000	20,000	8,000			

## 確認事項

### 【協議会】

- 1 . 第 5 回小林市・野尻町合併協議会の開催について  
日 時：平成 2 1 年 5 月 2 8 日（木） 午後 1 時 3 0 分～  
場 所：小林市須木総合ふるさとセンターホール
  
- 2 . 第 6 回小林市・野尻町合併協議会の開催について  
日 時：平成 2 1 年 7 月 3 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分～  
場 所：野尻町農村環境改善センターホール
  
- 3 . 第 7 回小林市・野尻町合併協議会の開催について  
日 時：平成 2 1 年 9 月 2 4 日（木） 午後 1 時 3 0 分～  
場 所：小林市中央公民館大ホール
  
- 4 . 第 8 回小林市・野尻町合併協議会の開催について  
日 時：平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分～  
場 所：野尻町農村環境改善センターホール
  
- 5 . 第 9 回小林市・野尻町合併協議会の開催について  
日 時：平成 2 2 年 1 月 2 8 日（木） 午後 1 時 3 0 分～  
場 所：小林市中央公民館大ホール
  
- 6 . 第 1 0 回小林市・野尻町合併協議会の開催について  
日 時：平成 2 2 年 2 月 2 5 日（木） 午後 1 時 3 0 分～  
場 所：野尻町農村環境改善センターホール